

ペットはマナーを守って飼いましょう

ペットは、あなたの大切な家族の一員です。マナーを守って飼っていますか？

犬を飼っているみなさまへ

○犬の放し飼いは禁止されています

飼い犬は放し飼いにせず、鎖をつけて屋外で飼うか、屋内で飼ってください。

現在、野犬掃討期間中のため、放し飼いにされている犬は、畜犬登録されている飼い犬であっても全て野犬とみなされ、捕獲・処分の対象となりますのでご注意ください。

○狂犬病予防注射を必ず接種してください

本年5月に愛知県で、海外から来日した方が狂犬病を発症したことが発表されました。狂犬病は発症後の致死率がほぼ100%の恐ろしい感染症です（ヒトからヒトへは感染しません）。

狂犬病を防ぐため、飼い犬への予防接種と畜犬登録がまだお済みでない場合、必ず接種と登録をしてください。

予防注射の接種期間は毎年4月1日から6月30日までと定められていますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本年の12月31日までに受けた場合でも、接種期間内に受けたものとみなされます。



野犬掃討により捕獲された放し飼いの犬



猫を飼っているみなさまへ

○野良猫にエサを与えないでください

野良猫をかわいそうと思いエサを与えることは、周辺の野良猫を集め繁殖させ、さらに不幸な猫を増やすことにつながりますので、エサを与えないでください。

エサを与えるのであれば、最期まで責任を持って飼いましょう。

○不幸な猫を増やさないために、不妊・去勢手術などの繁殖制限をしましょう

繁殖しすぎると、飼育崩壊や遺棄につながる場合があります。飼い猫の繁殖を望まない場合は、不妊・去勢手術を受けさせましょう。



不幸な猫を減らしましょう

○猫は屋内で飼いましょう

猫は生活環境が整っていれば、屋内でも飼育ができます。

感染症や交通事故の防止など、猫の健康と安全のために、屋内で飼いましょう。



○猫を捨てないでください

「誰かが拾ってくれるだろう」など安易な気持ちで猫を捨てないでください。捨てられた猫は飢えや寒さ、病気、交通事故で亡くなったり、野良猫となって地域のみなさんに迷惑をかけることになります。

※「野良猫を町や保健所で捕獲してもらえないのか」といった要望が役場に寄せられます。猫は愛護動物として「動物の愛護及び管理に関する法律」によって町や保健所で捕獲や処分をすることはできません。ご家庭で庭などに侵入されないように対策をしてください。



共和町内で捨てられた子猫

犬や猫が迷子になったときは

飼い犬や飼い猫が迷子になったときは、すぐに役場生活安全係または岩内保健所（☎ 62-1537）、岩内警察署（☎ 62-0110）に連絡してください（役場と岩内保健所は閉庁日を除く）。

すでに保健所に収容されていたり、保護情報や目撃情報などが入っている場合があります。

迷子になった犬や猫は、自分の家を探すために歩き回り、より遠くへ行ってしまう場合がありますので、「そのうち戻ってくるだろう」と考えずに、すぐに探すようにしましょう。



問い合わせ先 役場 住民生活課 生活安全係 電話 73 - 2011 (内線 134)